

令和9年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（新設・拡充・延長・その他）

No	12	府省庁名	経済産業省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（都市計画税）		
要望 項目名	2025年大阪・関西万博の閉幕後に係る対応に向けた所要の措置		
要望内容 （概要）	・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 2025年4月より開催されている大阪・関西万博の閉幕後における所要の対応として、税制措置の見直しを図る。 ・特例措置の内容 令和7年（2025年）に開催する大阪・関西万博の円滑な準備及び開催に資するよう、令和4年度税制改正において、公益社団法人2025年日本国際博覧会協会（以下、「博覧会協会」という）に課せられる地方税につき、また、令和5年度税制改正において、内国企業等に課せられる地方税につき、税制上の所要の措置を講じたところ、令和9年度税制改正要望においても引き続き、大阪・関西万博の閉幕後における所要の対応として、博覧会協会に課せられる固定資産税・都市計画税につき、過去に開催された国際博覧会を参考にしつつ、税制上の所要の措置を講ずる。		
関係条文	地方税 附則第十四条の二		
減収 見込額	[初年度] (—) [平年度] (—) [改正増減収額] (単位：百万円)		
要望理由	（1）政策目的 国際博覧会の開催にあたっては、国際博覧会条約及び関連規則において、参加国・参加者に税制面で便宜を図ることが求められている。 大阪・関西万博の円滑な準備及び運営の実現、成功裡の開催という観点からは、参加者等のコストに大きな影響を与える税制面について、閉幕後も含めて十全の措置を講じることが重要である。 （2）施策の必要性 大阪・関西万博は、令和7年（2025年）4月13日から10月13日までの6か月間開催され、国内外の多くの企業・団体が参加した。開催者である博覧会協会が、万博の運営に供するために取得した仮設建築物等については、国家的プロジェクトの一環として公共性が極めて高いものと認められる。これらは会期終了後には原則として撤去される仮設的性格を有しており、恒久的資産としての性格は乏しいことから、固定資産税、都市計画税については非課税措置を講じることが適当である。 過去の国内外で開催された国際博覧会においては、開催国において同様の非課税措置が講じられることが通例になっていることも踏まえ、大阪・関西万博の円滑な準備・運営から閉幕後に係る所要の対応までを支援するために、今般、税制上の所要の措置を設けることを要望するものである。		
本要望に 対応する 縮減案			

今回の要望（税負担軽減措置等）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	4. 情報処理の促進並びにサービス・製造産業の発展
		政策の達成目標	大阪・関西万博閉幕後の仮施設等の円滑な撤去・整理を支援し、国家プロジェクトとしての万博を適切かつ確実に完遂させる。
		税負担軽減措置等の適用又は延長期間	
		同上の期間中の達成目標	大阪・関西万博閉幕後の仮施設等の円滑な撤去・整理を支援し、国家プロジェクトとしての万博を適切かつ確実に完遂させる。
		政策目標の達成状況	
	有効性	要望の措置の適用見込み	—
		要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	内国企業等の参加コストに大きな影響を与える税制面について措置を講じることは、大阪・関西万博閉幕後の仮施設等の円滑な撤去・整理を支援し、国家プロジェクトとしての万博を適切かつ確実に完遂させる上で有効である。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	内国企業等の参加コストに大きな影響を与える税制面について措置を講じることは、大阪・関西万博閉幕後の仮施設等の円滑な撤去・整理を支援し、国家プロジェクトとしての万博を適切かつ確実に完遂させる上で妥当である。

これまでの税負担軽減措置等の適用実績と効果に関連する事項	税負担軽減措置等の適用実績	—
	「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
	税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯		令和4年度 公式参加者、BIE、博覧会協会について所要の特例を措置（個人住民税、法人住民税、事業税、不動産取得税、固定資産税、事業所税、都市計画税、自動車税、軽自動車税） 令和5年度 内国企業等について所要の特例を措置（不動産取得税・固定資産税・事業所税） 令和8年度 博覧会協会について所要の特例を措置（不動産取得税） 博覧会協会について所要の特例措置を廃止（自動車税）